

令和8年1月23日

保護者様

豊田西高等学校附属中学校

食物アレルギーに関する調査について

学校生活を安全に送られるよう、お子様の食物アレルギー及び学校における管理や配慮の調査を行います。学校生活で管理や配慮が必要な場面は、学校給食、食品を扱う調理実習等の授業や活動、体育・部活動等運動を伴う授業や活動、宿泊や飲食を伴う校外活動などがあります。アレルゲンを確認する等の管理や配慮が必要な場合は、お子様の食物アレルギーの実態を把握させていただくために、「学校生活管理指導票」の提出が毎年必ず必要です。

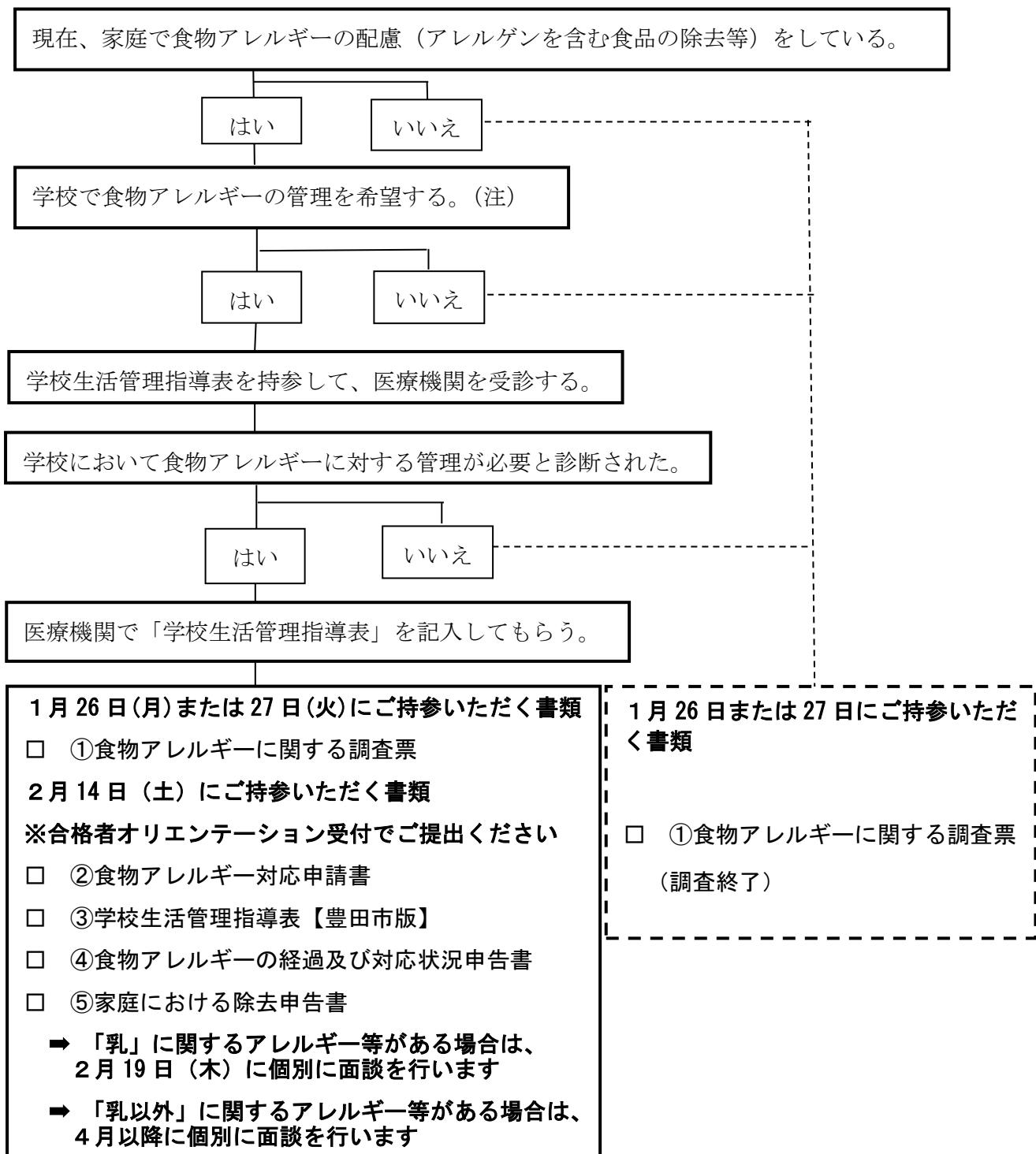
また、本校の給食は、豊田市の学校給食センターから提供されます。学校給食における食物アレルギー対応については、国や県の指針に従い、安全性を最優先とするため、自分でアレルゲンを取り除いて食べる「自己除去」は認められておらず、アレルゲンを含む料理は全て食べられません。

学校給食における食物アレルギーへの対応方法については、以下の方法があります。(微量混入の可能性は完全には排除できません。)

| 対応等 | 内容 |
|--------|--|
| 飲用牛乳対応 | 乳アレルギー症状などの疾患により牛乳の飲用が制限されている生徒には、飲用牛乳の代替としてほうじ茶を提供します。給食費は、通常給食と同額です。 ※食物アレルギー以外の疾患の場合は、診断書が必要です。 |
| 無配膳対応 | 主食・飲用牛乳・副食において、アレルゲンを含むものは配膳(提供)しない対応です。給食費は、通常給食と同額です。 |
| 一部弁当持参 | 除去食による食物アレルギー対応ができないことにより、提供されない(無配膳となる)主食や副食のみを家庭から持参する対応です。 |
| 完全弁当持参 | 学校給食の提供が困難である対象者※において、毎日弁当を持参する対応です。 ※調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや注意喚起表記(食品表示法)程度の混入でアレルギー症状を発症、原因食品が多品目、食器や調理器具の共用ができない、油の共用ができない 等 |
| 成分表配布 | 食物アレルギー対応を希望する保護者等に主食及び副食に含まれるアレルゲンのうち、特定原材料及び特定原材料に準ずるもの有無がわかる成分表を配付します。 |

つきましては、次頁のフローチャートをご確認いただき、別紙①「食物アレルギーに関する調査票」に必要事項をご記入の上、1月26日(月)・27日(火)の入学確約書のご提出時にお持ちください。

食物アレルギーに関する書類の提出について（フローチャート）



（注）【学校での食物アレルギーの管理について】

学校給食（給食の時間）、食品を扱う授業や活動、体育・部活動等運動を伴う授業や活動、校外活動（特に宿泊を伴う校外活動）等において、誤食を防止したり、体調の変化に応じた対応をしたりする必要があり、対応のための取組を行う場合を指します。

学校給食でアレルゲンの確認が必要な場合や、エピペン[®]を処方されている場合は、学校での対応が必要となりますので、「学校生活管理指導表」の提出を必ずお願いします。

また、食物アレルギー対応に関する委員会等において、学校での食物アレルギーの管理が必要であると判断された場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いすることもあります。